

議案第 23 号

小城市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市公民館条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 24 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

利用許可申請の受付期間及び申請書の受付時間の見直しに伴い、規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市公民館条例施行規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書中「2 週間前」を「2 箇月前」に改め、同条第 4 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第23号 小城市公民館条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第24号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（施設設備の利用及び使用料）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 利用許可申請は、利用日の3箇月前から1日前までとする。ただし、市内に住所を有しない者からの申請については、利用日の<u>2週間前</u>から1日前までとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>申請書の受付時間は、8時30分から17時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）及び年末年始の休館日は除く。</u></p>	<p>（施設設備の利用及び使用料）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 利用許可申請は、利用日の3箇月前から1日前までとする。ただし、市内に住所を有しない者からの申請については、利用日の<u>2箇月前</u>から1日前までとする。</p> <p>3 （略）</p>